

# 地域自治区制度について

# 現行の地域自治区制度

	地方自治法の規定	解釈・運用
設置について	市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。(第202条の4第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村内の全域に設置しなければならない。</li> <li>市町村内の全域に同時ではなく、段階的に設置することはできる。</li> <li>※ 区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる。</li> <li>※ 合併特例による地域自治区については、市町村内の一部の区域に設置することができる。(一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設置することができる。)</li> <li>※ 合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置しないことができる。</li> </ul>
地域協議会の構成員の選任について	地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。(第202条の5第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員の決定を公選にゆだねることはできない。</li> <li>公選に準じた手続きに基づき投票を行い、その結果に基づき長が構成員を選任することはできる。</li> </ul>

# 現行の地域自治区制度

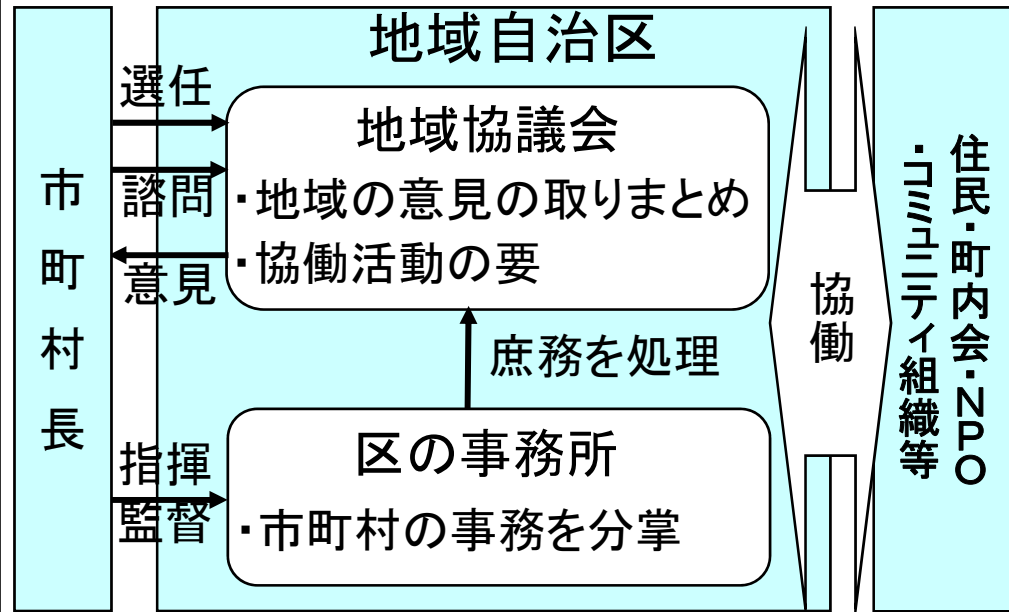
	地方自治法の規定	解釈・運用
地域協議会の意見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるができる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項</li> <li>二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> </ul> </li> <li>• 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</li> <li>• 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 (第202条の7)</li> </ul>	
事務所における事務の分掌について	<p>市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。(第202条の4第1項)</p>	<p>長は、その権限に属する事務の一部を事務所の長に委任することができる</p>

# 地域自治組織の比較

## 一般制度

### 地域自治区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:—
- ・期限:なし
- ・市町村の区域の全域に設置しなければならない
- ・事務所、地域協議会を置く
- ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用する  
ことはできる



## 合併時の特例

### 地域自治区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長(特別職):置ける
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・市町村内の一部の区域に設置することができる
- ・事務所、地域協議会を置く
- ・地域自治区の名称(制限はない)は、住居表示に冠する

### 合併特例区(合併新法等によるもの)

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
- ・区長(特別職):置く
- ・期限:5年以内で規約で定める期間
- ・市町村の区域の一部のみに置くことができる
- ・合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置  
しないことができる
- ・事務所、合併特例区協議会を置く
- ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の  
名称は自由)
- ※区の予算の作成、公の施設の設置・管理

### 指定都市の行政区(地方自治法によるもの)

- ・法人格:なし
- ・区長:—
- ・期限:なし
- ・市町村の区域の全域に設置しなければならない。
- ・事務所又は出張所を置く。区地域協議会を置くことができる
- ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域  
に地域自治区を設置することができる

# 地域自治区制度を法定する趣旨等（制度創設時の整理）

## ○ 趣旨

法律上の規定がなくとも、市町村の判断により地域自治区と同様の仕組みを設けることは可能である。

地域自治区制度の趣旨は、地域自治区の創設の途を開くことにあるのではなく、地方自治制度上、市町村の区域内において、より狭い区域を単位として住民の意思を反映させる仕組みを明確に位置づけ、住民自治の拡充方策等を充実しようとするところにある。

## ○ 具体的な法律効果

- ① 地域協議会の構成員の構成に関し、市町村長に対し構成員選任に当たっての配慮義務
- ② 地域協議会が単なる諮問機関ではなく、自ら建議できる機関であることを明確化
- ③ 地域協議会の構成員について非常勤職員への報酬支給原則の対象外とする

など

## 地域自治区制度を活用した住民等との協働（事例）

### ○ 宮崎市

各地域協議会事務局に、2～6名の「地域コーディネーター」を配置。「地域コーディネーター」は、地域協議会の運営を補助するほか、自治会、消防団等の地域の団体との協働を推進している。

### ○ 上越市

合併に際して、市の施設の管理業務のほかバスの運転業務等の市の委託業務を担うとともに、自主事業を実施するNPO法人が設立された。

こうしたNPO法人は、地域協議会に対して情報の提供や意見の伝達を行っている。一方、地域協議会は、NPO法人等の意見等を踏まえ審議を行い、その結果を踏まえ、NPO法人に対して提言等を行っている。

※ 岐阜市においても、地域協議会は、事業を行う自治会等に対して提言。

### ○ 飯田市

「まちづくり委員会」が、地域自治区の区域に対応する形で設置されている。これは、自治会、町内会、社会福祉協議会、青少年育成関連団体、防犯・防災関連団体等の幅広い各種団体の代表者から構成されているもの。

この「まちづくり委員会」は、地域協議会に対して提言を行うなど、緊密に連携をとっている。